

亀山市告示第12号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年1月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）であって、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の者が市内で事業を行うもの並びに国、都道府県及び市町村以外の者が市内で行う延長保育事業又は一時預かり事業をいう。

2 この告示において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 民間保育所等におけるマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染防止予防の広報、啓発等を行う事業

(2) 民間保育所等において、職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合に支払われる手当その他のかかり増し経費その他職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事

業

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を実施する民間保育所等を運営し、又は行う者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1の年度につき、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所を運営する者にあつては1の保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業所ごとに、延長保育事業及び一時預かり事業を行う者にあつては当該事業を行う1の施設ごとに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（50万円を超える場合は、50万円）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書（別記様式）に事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年度分の補助金の交付から適用する。

別記様式（第6条関係）

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

電話番号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

(1) 保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業所として

保育所等の名称	保育所等の所在地	補助対象額（※）

(2) 延長保育事業を行う施設として

施設の名称	施設の所在地	補助対象額（※）

(3) 一時預かり事業を行う施設として

施設の名称	施設の所在地	補助対象額（※）

※補助対象額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額を記載してください。

2 補助事業の目的及び効果

3 関係書類

(ア) 事業計画書及び収支予算書(様式別添)

(イ) 工事の実施については実施計画書

(ウ) その他